

一 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第八十三条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号及び第八十三条第一項第五号において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>

一〇七 (略)

八 事務所の位置を変更しようとする場合(第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。)

イ・ロ (略)

八の二 出張所の位置を変更した場合(第六号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。)

イ 増改築その他のやむを得ない理由により出張所の位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

九〇二十五 (略)

二〇四 (略)

五 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 (略)

二 第一項第六号、第八号の二又は第十号に規定する届出

六・七 (略)

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第百八条の二 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令・

厚生労働省令で定める業務は、金庫が行うことができる業務(次条において「労働金庫関連業務」という。)とする。

一〇七 (略)

八 事務所の位置を変更しようとする場合(第五号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。)

イ・ロ (略)

(新設)

九〇二十五 (略)

二〇四 (略)

五 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 (略)

二 第一項第六号又は第十号に規定する届出

六・七 (略)

(新設)

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第百八条の三 金庫は、当該金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等（銀行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う労働金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するた

(新設)

めの措置に係る記録

2| 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3| 第一項の「対象取引」とは、金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う取引に伴い、当該金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う労働金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。